

茨城県使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく行政処分及び公表基準

(目的)

第1条 この基準は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく行政処分を行うに当たり必要な事項を定め、行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号）で定めるところによる。

(対象)

第3条 この基準に基づく行政処分の対象者は、法第42条第1項又は法第53条第1項に基づき茨城県知事から登録を受けた引取業者又はフロン類回収業者及び法第60条第1項又は法第67条第1項に基づき茨城県知事から許可を受けた解体業者又は破砕業者（以下「関連事業者」という。）とする。

(行政処分の基準)

第4条 関連事業者に対して行う行政処分の基準は次のとおりとする。ただし、第6条及び第7条における軽減及び加重措置を講じた場合はこの限りでない。

- (1) 引取業者及びフロン類回収業者に対する事業の停止命令及び登録の取消しについての処分要件及び処分内容は別表1のとおりとする。
- (2) 解体業者及び破砕業者に対する事業の停止命令及び許可の取消しについての処分要件及び処分内容は別表2のとおりとする。

(瑕疵による登録及び許可の取消し)

第5条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して、瑕疵による登録又は許可が行われたことが明らかになった場合は、当該登録又は許可を取り消すものとする。

(軽減措置)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、行政処分において軽減措置を講ずることができる。この場合、登録及び許可の取消しにおける軽減は30日の事業の停止とし、事業の停止における軽減は一般基準日数の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為について情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 違反行為後、自主的に是正措置を講じたと認められるとき。ただし、初犯に限る。
- (3) その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(加重措置)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、行政処分において加重措置を講ずることができる。この場合、加重日数は一般基準日数の2倍を限度とし、加重措置の結果、事業の停止期間が60日を超える場合は、登録及び許可取消処分へ移行する。

- (1) 事業の停止命令を受ける事業が悪質であり、関連事業者として適格性を欠くと判断できるとき。
- (2) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(公表)

第8条 次のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表するものとする。

- (1) 登録の取消し
- (2) 瑕疵による登録の取消し
- (3) 許可の取消し
- (4) 瑕疵による許可の取消し

2 法第20条第3項、法第51条第1項、法第58条第1項、法第66条（法第72条での準用を含む。）及び法第90条第3項に基づく命令を行った場合は、当該行政処分について公表することができる。

(公表の方法)

第9条 第8条により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

(1) 報道機関への資料提供

(2) 茨城県ホームページ(廃棄物規制課ホームページ)への掲載。ただし、ホームページへの掲載期間は掲載日より5年以内とする。

(公表の時期)

第10条 公表は行政処分を行った後、概ね1週間以内に行うものとする。ただし、第8条第2項による行政処分の公表であって、当該行政処分の名あて人が当該行政処分を履行しない場合の公表については、この限りではない。

(公表の内容)

第11条 公表の内容は次の各号のいずれかによる。ただし、ホームページに掲載する場合には、内容を適宜、簡略化することができる。

(1) 第8条第1項による行政処分を行った場合

事業者名(代表者名を含む。)、住所、業の種類及び施設設置場所、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(2) 第8条第2項による行政処分を行った場合

事業者名(代表者名を含む。)、住所、処分年月日、行政処分の内容、行政処分を行った理由及び命令を履行した場合はその旨

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。

別表1 引取業者及びフロン類回収業者に対する行政処分基準

処分要件	処分内容	(参考) 罰則
1 (不正手段による登録) 引取業者に対しては法第51条第1項第1号、 フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第1号に該当するとき	当該登録の取消し	1年以下、 50万円以下
2 (登録基準不適合) 引取業者に対しては法第51条第1項第2号、 フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第2号に該当するとき	(登録基準に適合するまでの間) 事業の停止	/
	(改善不可能の場合) 当該登録の取消し	
3 (欠格要件) 引取業者に対しては法第51条第1項第3号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第3号に該当するとき	当該登録の取消し	/
4 (違反行為) 引取業者に対しては法第51条第1項第4号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第4号に該当するとき	/	/
・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (法第137条に規定する違反行為) = (法第122条第11項の規定に違反したとき)	登録の取消し	3年以下、 300万円以下
・事業停止命令違反 (法第138条第3号に規定する違反行為) = (法第51条第1項、第58条第1項、第66条(第72条での準用を含む)に基づく命令に従わないとき)		1年以下、 50万円以下
・無登録営業・無許可営業・無許可変更 (法第138条第1号、同条第4号、同条第6号に規定する違反行為) = (法第42条第1項、第53条第1項、第60条第1項、第67条第1項、第70条第1項の規定に違反したとき)		
・引取、引渡、再資源化に関する命令違反 (法第139条第2号に規定する違反行為) = (法第20条第3項に基づく命令に従わないとき)		
・移動報告に関する命令違反 (法第139条第2項に規定する違反行為) = (法第90条第3項に基づく命令に従わないとき)		
・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (法第140条第2号に規定する違反行為) = (法第46条第1項、第48条第1項(第59条での準用を含む)、第57条第1項、第63条第1項、第64条(第72条での準用を含む)、第71条に規定する届け出義務を履行しないとき)		
・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告 (法第140条第3号に規定する違反行為)		
・立入検査拒否、妨害、忌避 (法第140条第4号に規定する違反行為)		
・標識掲示違反 (法第143条第1号、同条第2号に規定する違反行為) = (法第50条(第59条での準用を含む)、第65条(第72条での準用を含む)の規定に違反したとき)	事業の停止10日	10万円以下
・その他の違反行為		

※ 上表において、罰条をもって記載したものもあるが、行政処分は罰則適用とは別個に実施する。

別表2 解体業者及び破砕業者に対する行政処分基準

処分要件	処分内容	(参考) 罰則
1 (違反行為) 解体業者に対しては法第66条第1号、破砕業者に対しては法第72条での準用に該当するとき		
<ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (法第137条に規定する違反行為) = (法第122条第11項の規定に違反したとき) ・無登録営業・無許可営業・無許可変更 (法第138条第1号、同条第4号、同条第6号に規定する違反行為) = (法第42条第1項、第53条第1項、第60条第1項、第67条第1項、第70条第1項の規定に違反したとき) ・事業停止命令違反 (法第138条第3号に規定する違反行為) = (法第51条第1項、第58条第1項、第66条(第72条での準用を含む)に基づく命令に従わないとき) ・引取、引渡、再資源化に関する命令違反 (法第139条第2号に規定する違反行為) = (法第20条第3項に基づく命令に従わないとき) ・移動報告に関する命令違反 (法第139条第2号に規定する違反行為) = (法第90条第3項に基づく命令に従わないとき) 	許可の取消し	3年以下、300万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・全部利用者への引渡書面の保存義務違反 (法第139条第1号に規定する違反行為) ・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (法第140条第2号に規定する違反行為) = (法第46条第1項、第48条第1項(第59条での準用を含む)、第57条第1項、第63条第1項、第64条(第72条での準用を含む)、第71条に規定する届出義務を履行しないとき) ・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告 (法第140条第3号に規定する違反行為) ・立入検査拒否、妨害、忌避 (法第140条第4号に規定する違反行為) 	事業の停止30日	1年以下、50万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・標識掲示違反 (法第143条第1号、同第2号に規定する違反行為) = (法第50条(第59条での準用を含む)、第65条(第72条での準用を含む)の規定に違反したとき) ・その他の違反行為 	事業の停止10日	10万円以下
2 (不正手段による許可) 解体業者に対しては法第66条第2号、破砕業者に対しては第72条での準用に該当するとき	許可の取消し	1年以下、50万円以下
3 (許可基準不適合) 解体業者に対しては法第66条第3号、破砕業者に対しては第72条での準用に該当するとき	(許可基準に適合するまでの間) 事業の停止 (改善不可能の場合) 当該許可の取消し	
4 (欠格要件) 解体業者に対しては法第66条第4号、破砕業者に対しては第72条での準用に該当するとき	許可の取消し	

※ 上表において、罰条をもって記載したものもあるが、行政処分は罰則適用とは別個に実施する。